

## 金融・保険市場におけるトピックス

### 【EU・規制動向】

#### ○オムニバスⅡ指令案が採択、EIOPAはソルベンシーⅡ技術的実施基準の市中協議開始

ソルベンシーⅡ枠組指令を改正するオムニバスⅡ指令案が、2014年3月11日に欧州議会で採択された。その後4月14日に欧州閣僚理事会でも採択され、ソルベンシーⅡが2016年1月1日付で適用されることが決定した。オムニバスⅡ指令案の採択により、欧州保険・職域年金監督機構（以下「EIOPA」）に、保険会社のソルベンシー資本要件等の技術的実施基準（Implementing Technical Standards：以下「ITS」）等に関するドラフトを策定し欧州委員会に提出する権限が与えられることとなった。

欧州閣僚理事会でのオムニバスⅡ指令の採択に先立ち、EIOPAは2014年4月1日付でITSの承認プロセス等について市中協議に付した。市中協議に付したのは、付随的自己資本使用に関する監督者の承認手続、内部モデル承認プロセス、グループ内部モデル使用の共同決定に至るプロセス、マッチング調整適用の承認手続、特定目的事業体（SPV）および保険事業者固有のパラメーター使用に関する監督者の承認手続に関する提案等であり、市中協議の期限はいずれも6月30日である。

EIOPAが2014年1月31日付で公表したソルベンシーⅡのITSおよびガイドラインに関する今後の予定表によると、2014年6～9月に、第Ⅰの柱（定量的要件）および内部モデルを含む承認プロセスに関するガイドラインの市中協議が予定されている。さらに2014年12月～2015年3月には、第Ⅰの柱、第Ⅱの柱（定性的要件）、第Ⅲの柱（報告・開示の強化）および監督の透明性に関するITSの市中協議ならびに第Ⅱ・第Ⅲの柱に関するガイドラインの市中協議が予定されている。

（欧州閣僚理事会ウェブサイト2014.4.14、EIOPAウェブサイト2014.4.1ほか）

### 【イギリス・市場動向】

#### ○自動車保険の保険料レベルが5年ぶりの低水準に

保険商品の価格比較サイトを運営する Confused.com とコンサルティング会社 Towers Watson は、イギリスの2014年第1四半期の自動車保険の保険料水準は、過去1年で19%低下して保険契約1件あたりの年間平均保険料が596ポンド（約10万1,300円）となり、5年ぶりの低水準となったと発表した。

イギリスでは2009年頃から自動車保険の保険料水準が急上昇し、この背景には、いわゆる紹介料問題があるとされてきた。紹介料問題とは、対人事故被害者に賠償金請求訴訟を勧める法律事務所等が保険会社や保険ブローカーから対人事故被害者を紹介してもらった際に紹介料を支払う慣行が賠償金請求訴訟およびこれに伴う支払保険金の増加の一因となっている問題であり、この是正が喫緊の課題と考えられてきた。Towers

Watsonによれば、最近の保険料低下の一因として「2012年法律扶助、犯罪者の量刑および処罰法」(Legal Aid, Sentencing and Punishment of Offenders Act 2012: LASPO)が2013年4月に施行されたことが挙げられている。この法律により、紹介料の支払が禁止されたことなどから、訴訟が減少し、対人賠償責任保険の保険金支払が抑制されているとしている。

また、最近の価格比較サイト上では、若年ドライバーに対してテレマティクス自動車保険を安価で提供する保険会社が増えており、30歳未満の運転者の3分の2が低保険料のテレマティクス保険の提示を受け、昨年は17歳と18歳の年齢区分でそれぞれ39%と30%保険料水準が低下し、年間で平均1,400ポンド(約23万8,000円)の保険料削減となったとしている。

(The Actuary 2014.4.1 ほか)

## 【イギリス・市場動向】

### ○洪水被害による保険金支払額が、4億4,600万ポンドにのぼる見通し

2013年12月から記録的な豪雨となったイギリスでは、ロンドンを流れるテムズ川が氾濫するなど、南西部を中心に国内各地で洪水による被害に見舞われ国民生活に大きな影響が広がった。

英国保険協会(ABI)では、今回の洪水による家屋や車両等への被害について、最終的に支払われる保険金の額は4億4,600万ポンド(約758億2,000万円)にのぼる見通しであり、保険契約者から保険会社に対する保険金の請求額(2013年12月23日から2014年2月28日)は、1日平均670万ポンド(約11億4,000万円)であると発表した。

また、同協会では、洪水被害に関するこれまでの保険業界の対応等について以下のとおり発表している。

- 洪水被害を受けた保険契約者に対し、既に支払われた保険金の額は2,700万ポンド(約45億9,000万円)である。
- 2,400万ポンド(40億8,000万円)を投じ、洪水被害を受けた保険契約者が利用可能な2,100以上のホテルやアパート等の一時的な住まいを用意した。
- 洪水被害を受けた住宅を鑑定人が6,500回以上にわたり訪問し、家財の被害額の査定を行い、修理等に必要な保険金の緊急支払(emergency payments)も行った。
- 保険契約者ができるだけ早くかつ安全に自宅に戻れるよう、業界としてあらゆる手だてを講じた。

(ABI ニュースリリース 2014.3.13 ほか)

## 【米国・規制動向】

### ○FASBが保険契約に関するIASBとの会計基準収斂の取組範囲縮小を暫定的に決定

米国財務会計基準審議会(FASB)は、2014年2月19日の理事会で、国際会計基準

審議会 (IASB) との会計基準収斂 (Convergence) の取組範囲縮小を暫定的に決定した。

FASB の事務局は、2013 年 6 月に公表された会計基準更新書 (Accounting Standards Update) 案に寄せられた意見を踏まえ、これまで IASB と共同で作業を進めてきた保険契約に関する会計基準収斂の取組に関する今後の方向性について、理事会に諮った結果、暫定的に以下の決定が下された。

- ① 保険契約に関する会計基準の適用範囲を保険者に限定する (ただし、保険者でない者が発行する特定の契約について今後適用範囲に加えられる可能性がある)。
- ② 短期契約 (主として損保) については、開示の強化に焦点を絞って現行の米国会計基準 (US.GAAP) の改善に取り組む。
- ③ 長期契約 (主として生保・年金) については、現行の米国会計基準の改善に取り組んだ後、改善結果を分析の上、2013 年 6 月に公表された IASB の公開草案 (Exposure Draft) との比較・評価を行う。

今回、FASB と IASB との会計基準収斂の取組範囲縮小に至った背景としては、IFRS (国際会計基準) 第 4 号 (保険契約) のビルディング・ブロック・アプローチ (BBA) におけるリスク調整と大きな考え方の違いが存在することに加え、会計基準収斂には多額のコストがかかる割には得られるものは少ないとの意見が保険業界を中心に多いことなどが挙げられる。

今回の決定により、FASB と IASB との会計基準収斂の可能性が大きく低下したことに対し、保険業界から好意的な見方が多い一方で、一部の投資家等からは保険会社に対する比較可能性の低下を懸念する声もある。

(FASB プレスリリース 2014.2.19、Property Casualty 360 2014.2.24 ほか)

## 【米国・規制動向】

### ○オバマ大統領が連邦洪水保険制度 (NFIP) の新改革法に署名

2014 年 3 月 21 日、オバマ大統領は、2012 年 7 月制定の「2012 年ビッグアート・ウォーターズ洪水保険改革法」(Biggert-Waters Flood Insurance Reform Act of 2012 : 以下「旧改革法」) を改定する新改革法の「2014 年ホームオーナー洪水保険購入可能性法」(H.R.3370 The Homeowner Flood Insurance Affordability Act 2014) に署名し、同法が成立した。

2005 年に発生したハリケーン・カトリーナ等による大規模な洪水保険金の支払により連邦洪水保険制度 (NFIP) は約 180 億ドル規模の借入金を抱える状態に陥ったことから、リスクに見合う適正な保険料率の適用、財務的な持続可能性の強化や効率化を図ることなどを目的に、2012 年 7 月に旧改革法は制定された。同法により、特別洪水危険地帯内の別荘および事業用資産等に対する軽減料率の段階的廃止 (フルリスク料率に達するまで年間 25% ずつ引き上げ) などが順次実施されてきている。

しかし、建物等が所在する地域の洪水リスクの再評価を反映する以前から適用されて

いたいわゆる「グランドファーザー料率 (Grandfathered Rate)」については、旧改革法による年間 20%の料率引き上げは不動産価格に重大な影響を及ぼすものとして、住宅所有者、不動産業者、銀行等の利害関係者の多くが強く反対していた。これらを受けて超党派議員らが新改革法の制定に動いたもので、上院・下院議会審議は賛成多数で可決された。新改革法では、料率引き上げ幅は年間 18%未満に、保険料の上限は補償金額の 1%に抑えられることになる。

(Reuters 2014.3.4、2014.3.13、連邦緊急事態管理庁ウェブサイトほか)

## 【韓国・市場動向】

### ○韓国金融業界で個人情報流出相次ぐ

2014年1月、大手カード会社のKB国民カード、NH農協カード、ロッテカードの3社から約1億300万人分の顧客の個人情報の流出が発生し、韓国金融委員会(FSC)は、2月17日から3カ月間新規カードの発行停止処分と1社あたり600万ウォン(約59万円)の制裁金支払いを命じた。また、金融監督院(FSS)は4月1日、KB国民カードとNH農協カードでさらに17万5,000件の個人情報の流出があったと発表した。

保険業界でも同様の個人情報流出事件が発生している。金融監督院(FSS)と仁川警察署は3月24日、保険会社14社から1万3,000件の個人情報が盗まれたと発表した。当局によれば「個人情報には保険契約者の氏名、住民登録番号、携帯電話番号が含まれており、より詳細な調査結果に基づき、保険会社に対して適切な処分を行う」と述べた。さらに、データ漏洩は保険会社社員によって行われ、今後は保険会社や代理店に対して再発防止策を強化していく必要があるとも述べた。また、仁川警察署は本件に関連して個人情報を個人向け金融業者に違法に販売した容疑で14名を逮捕し、そのうち3名を詐欺罪で起訴したと発表した。

韓国金融消費者連盟の報道担当者は、個人情報流出事件は、多くの一般の人々の関心を呼んでおり、金融セクター全体の信用を失う可能性があるコメントした。

金融監督院(FSS)は、連続して発生している情報取扱に関する違反や漏洩事件を受け、金融市場における情報セキュリティの確立を最優先に取り組んでいる。一方、韓国保険業界では、現代海上、三星火災、東部火災などが、ハッキングやフィッシング等の金融詐欺によって発生した経済損失を補償する保険商品の販売を検討している。

(The Korea Herald 2014.4.1、Middle East Insurance Review 2014.3.26ほか)

## 【インドネシア・規制動向】

### ○外国保険会社の支店開設が可能に

2015年のアセアン経済共同体(AEC)の成立後、金融サービス庁(OJK)は外国保険会社に対してインドネシア支店開設の認可を出す見通しである。現在は、外国保険会社が、インドネシアに単独で支店を出すことは規制上認められておらず、外資による保

険会社の株式所有は原則最大 80%までに制限されている。

一方で、OJK は支店を開設した外国保険会社への最低資本要件の規制を準備しており、市場開放により経営の不健全な保険会社が参入してくることを避けようとしている。OJK はまた、他国の監督機関と最低資本要件について議論の場を持つことを求めており、同様の規制のもとでインドネシアの保険会社が他のアセアンの国々に進出することを望んでいる。

(Asian Insurance Review 2014.3.31 ほか)